

国道161号小松拡幅13工区ルート検討委員会規約

(総則)

第1条 本規約は、国道161号小松拡幅13工区ルート検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、小松拡幅(13工区)におけるルートの計画及び各種検討事項(計画検討手順、意見聴取方法)について、客観的な立場から助言等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、別表1をもって構成する。
2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

(委員長等)

第4条 委員長は委員会を統括し、委員会を招集する。

(会議の成立条件)

第5条 会議は、委員の三分一以上の出席をもって成立とする。

(審議過程の透明性の確保)

第6条 委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所計画課におく。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において定める。

(附則)

本規約は、平成30年12月28日から施行する。